

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「この項」の次に「及び次条」を加える。

本則に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第7条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会規則で定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

教育職員の業務量の適切な管理等を行うこととするため、この条例を制定するものである。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号 (趣旨)</p>	<p>○川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、川崎市立学校（川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、川崎市立学校（川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>
<p>(定義) 第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。ただし、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。ただし、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。</p>
<p>(教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 市立学校の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。第6条において同じ。）には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 市立学校の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。第6条において同じ。）には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の</p>

改正後	改正前
<p>規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）（第6条の3、第14条、第15条及び第19条の規定に限る。）</p> <p>(2) 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）</p> <p>(3) 川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例（昭和42年川崎市条例第36号）</p> <p>(4) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年川崎市条例第46号）</p> <p>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）</p> <p>(6) 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号）</p> <p>（人事委員会の勧告）</p>	<p>規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）（第6条の3、第14条、第15条及び第19条の規定に限る。）</p> <p>(2) 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）</p> <p>(3) 川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例（昭和42年川崎市条例第36号）</p> <p>(4) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年川崎市条例第46号）</p> <p>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）</p> <p>(6) 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号）</p> <p>（人事委員会の勧告）</p>
<p>第5条 前2条の規定の改正に関する事項は、人事委員会の勧告に係る事項に含まれるものとする。</p>	<p>第5条 前2条の規定の改正に関する事項は、人事委員会の勧告に係る事項に含まれるものとする。</p>
<p>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第6条 市立学校の教育職員については、正規の勤務時間（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。以下この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（同条例第7条第1項に規定する休日及び同条例第7条の2に規定する代休日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p>	<p>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第6条 市立学校の教育職員については、正規の勤務時間（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（同条例第7条第1項に規定する休日及び同条例第7条の2に規定する代休日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 市立学校の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう配慮し、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務</p> <p>(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務</p> <p>(3) 職員会議に関する業務</p> <p>(4) 非常災害の場合、生徒、児童又は幼児の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務</p> <p><u>(教育職員の業務量の適切な管理等)</u></p> <p><u>第7条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会規則で定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。</u></p>	<p>2 市立学校の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう配慮し、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務</p> <p>(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務</p> <p>(3) 職員会議に関する業務</p> <p>(4) 非常災害の場合、生徒、児童又は幼児の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務</p>